

(3) 主な地域の遺骨収集の現状

地域	戦没者数 (人)	送還遺骨数 (柱)	現状	今後の方針
フィリピン	518,000	144,420	昭和32年から58回実施。 戦後64年が経過し、遺骨情報が減少しているなどの事情から、年々遺骨収集が困難な状況となっている。このような状況を踏まえ、遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から民間団体の協力により「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施。	引き続き、「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、積極的に現地情報を収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っていく。 一方、近年、遺骨情報が数多く寄せられているため、応急派遣による対応も行っている。
東部ニューギニア	127,600	50,090	昭和29年から25回実施。 戦後64年が経過し、遺骨情報が減少しているなどの事情から、年々遺骨収集が困難な状況となっている。このような状況を踏まえ、遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から民間団体の協力により「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施。	引き続き、「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、積極的に現地情報を収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っていく。
ビスマーク・ソロモン諸島	118,700	56,310	昭和29年から40回実施。 戦後64年が経過し、遺骨情報が減少しているなどの事情から、年々遺骨収集が困難な状況となっている。このような状況を踏まえ、遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から民間団体の協力により「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施。	引き続き、「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、積極的に現地情報を収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っていく。
インドネシア	84,400	43,480	昭和29年から40回実施。 戦後64年が経過し、遺骨情報が減少しているなどの事情から、年々遺骨収集が困難な状況となっている。このような状況を踏まえ、遺骨収集の促進を図るため、平成22年度から民間団体の協力により「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施。	引き続き、「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、積極的に現地情報を収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っていく。
パラオ諸島	16,200	8,810	昭和27年から実施。 平成16年にカナダのテレビクルーが無許可で壕を重機で開け、取り締まりを受けて以後、遺骨収集活動の規制が強化され、遺骨収集を許可されていなかったが、平成21年11月に両国政府間で遺骨収集に関する覚書を交わし遺骨収集を再開したところ。	壕内には不発弾が残されていることから、現地で不発弾処理を行っている英国のNGOと協力して壕内の遺骨収集を進めるとともに、現地政府及び民間協力者等を通じ、遺骨情報の収集を行う。
沖縄	186,500	186,400	戦後まもなく沖縄の人々の手により遺骨収集が行われ、約13万5千余柱が収集された。また、昭和31年以降は、総理府が琉球政府に遺骨収集を委託して実施。その後、昭和47年の沖縄返還に伴って、遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに50,899柱の遺骨を収集。	現在、NPO団体等から遺骨情報が寄せられているため、沖縄県や関係団体との協議を踏まえて、収集可能な壕について積極的に実施することとしている。
硫黄島	21,900	8,720	昭和27年から77回実施。 年々、遺骨の発見が困難になってきたため、平成15年度から硫黄島東部から西部を計画的に区分し、よりきめ細やかに地表面を調査し、遺骨収集を実施。	平成22年度以降の実施区域 ①島の中央部及び南部等面的調査の未了部分 ②米国からの情報による埋葬地 ③空洞調査によって空洞が発見された区域
旧ソ連	54,400	20,280	平成3年4月にゴルバチョフソ連大統領が訪日した際、「捕虜収容所に収容されていた者に関連する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定が締結された。これに基づき死亡者名簿及び埋葬地に関する資料がソ連より提供され、平成3年度から遺骨収集を実施。埋葬地調査の結果、収集可能と判断された埋葬地203カ所のうち、200カ所の埋葬地の収集を概了。平成21年度までに17,074柱を収集。	未収集の15カ所について、速やかに収集を行うとともに、再度調査を行えば判明する可能性のある埋葬地について、平成22年3月に軍事メモリアル協会から新たな情報提供を受けたため、5カ年計画を策定して、埋葬地調査を実施する。

※ 中国については、先の大戦に係る中国の国民感情に鑑み、遺骨収集の実施は困難。

※ 北朝鮮については、国交未樹立のため、遺骨収集は未実施。